

来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事

事業者選定基準

令和4年12月16日

熱海市公営企業部 水道温泉課

## 目次

1. 事業者選定基準の位置付け .....	1
2. 事業者選定委員会の設置 .....	1
3. 事業者決定までの手順 .....	1
4. 事業者の選定 .....	3
5. 事業者の決定 .....	8
6. 選定結果の公表 .....	8
7. 応募者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合 .....	8

### 1. 事業者選定基準の位置付け

事業者選定基準（以下「本書」という。）は、熱海市（以下「本市」という。）が、来宮浄水場再整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集および選定するための方法および基準を示すものである。

### 2. 事業者選定委員会の設置

事業者選定のための審査は、公平性および透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置する「来宮浄水場再整備事業 事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において行い、委員会の審査結果を踏まえ、本市で事業者を決定する。

なお、選定委員会の委員（以下「委員」という。）は非公開とする。また、優先交渉権者決定までの間に、本市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触、働きかけ等を行った場合、当該応募者は参加資格を失う。

### 3. 事業者決定までの手順

事業者決定までの手順は次頁のとおりである。

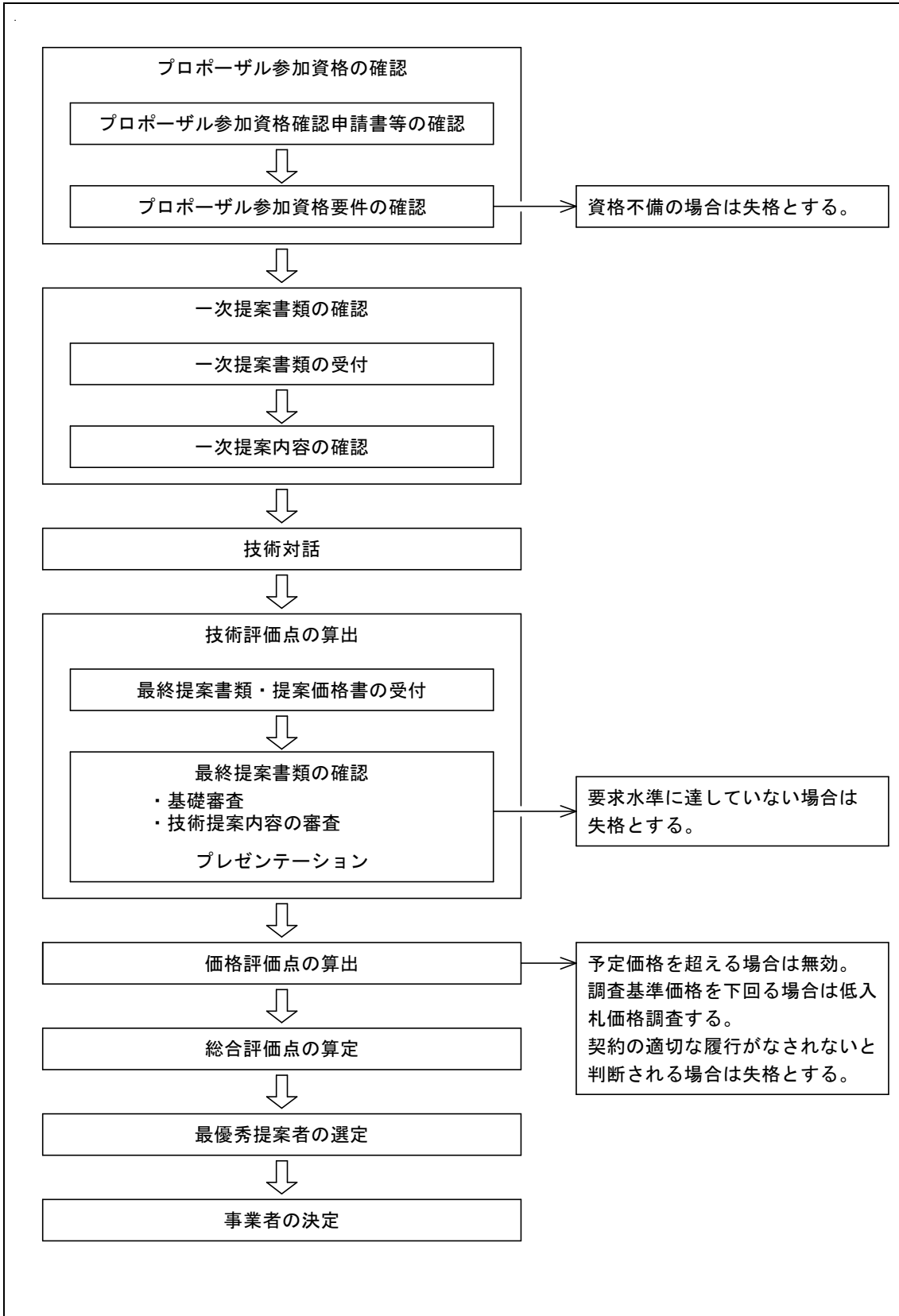


図 3-1 事業者決定までの手順

#### 4. 事業者の選定

事業者の選定は、プロポーザル参加資格の確認、提案内容の審査の順に実施する。各審査の内容は、次のとおりである。

##### (1) プロポーザル参加資格の確認

###### ① プロポーザル参加資格確認申請書等の確認

本事業の応募者に求めたプロポーザル参加資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は追加提出を求めるが、提出期限内に指定する書類が揃わなかった場合は失格とする。

###### ② プロポーザル参加資格要件の確認

本市は、応募者が募集要項に記載したプロポーザル参加資格要件を満たしていることを確認する。プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。また、プロポーザル参加資格確認申請書等に虚偽の記載、もしくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合についても失格とする。

プロポーザル参加資格要件は、以下を参照する。

表 4-1 プロポーザル参加資格要件

確認事項	確認内容
応募者の構成等	募集要項「3.3.1 応募者の構成等」の各項目
応募者の資格要件	募集要項「3.3.2 プロポーザル参加資格要件」の各項目

##### (2) 一次提案書類の確認

###### ① 一次提案書類の受付

本市は、プロポーザル参加資格要件を満たすことが確認できた応募者を対象として、募集要項において提出を求めた一次提案書類が提出され、一次提案書類が全て揃っていることを確認する。提出期限内に指定する書類が揃わなかった場合は失格とする。

###### ② 一次提案内容の確認

本市は、土木・建築に限定して一次提案内容の確認を行う。

##### (3) 技術対話

本事業は、土木・建築の設計計画が事業の実現性に大きな影響を及ぼすが、土木・建築の詳細設計および工事が含まれていない。このような事業の特性を踏ま

え、応募者は技術提案の中段で土木・建築に限定して設計内容の中間報告を兼ねた技術対話を行う。

なお、技術対話後は、技術対話以外の内容の修正は原則として認めないものとする。

#### (4) 技術評価点の算出

##### ① 最終提案書類の受付

本市は、応募者から、技術対話を踏まえた最終提案書類が提出され、最終提案書類が全て揃っていることを確認する。提出期限内に指定する書類が揃わなかった場合は失格とする。

##### ② 技術評価審査

本市は、最終提案書類に示された技術提案内容が、要求水準を満たしているか否かを確認する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

また、最終提案書類は、技術対話以外の内容の修正は原則として認めないものとする。

##### ③ 技術評価項目、評価内容および配点

技術提案内容の審査にあたっては表 4-2 に示す技術評価項目・評価内容・配点をもとに、評価項目別に表 4-3、表 4-4 に示す段階評価により得点を付与する。

技術評価点は、評価項目（配点区分）ごとの点数を小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求める。評価項目（配点区分）ごとの選定委員の点数を平均し、再度小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求め、合計した得点を応募者の技術評価点とする。

表4-2 技術評価項目・評価内容・配点

1. 事業計画

評価項目		評価内容	配点 (点)
大項目	小項目		
(1) 事業計画	事業方針	本事業に対するコンセプトや考え方に具体的な提案はあるか。 事業を確実に実施するための考え方が具体的に示されているか。 事業期間中のリスク管理の考え方について具体的な提案はあるか。	15
(2) 実施体制	役割分担	各企業の工種別の役割分担は明確か。 実施体制、配置人数、市との連絡体制は適切か。	30
	設計業務	設計業務の実施体制と配置する技術者の資格・実績を評価する。	
	機械設備工事	機械設備工事の実施体制、配置技術者、技術者の資格・実績を評価する。	
	電気設備工事	電気設備工事の実施体制、配置技術者、技術者の資格・実績を評価する。	
(3) 工程計画	工程計画	設計着手から工事完了までの工程計画が、工種ごとに具体的に示されているか。 施工品質確保を考慮した工程計画となっているか。 別発注となる土木・建築工事、中央監視設備工事との工程調整が考慮されているか。	15
小計			60

2. 調査・設計・工事

評価項目		評価内容	配点 (点)	
大項目	小項目			
(1) 調査業務	調査業務	本事業で行う調査の目的や実施方法が具体的に示されているか。	5	
(2) 工程管理	工程管理	工程を遵守するための確実な管理・調整方法が具体的に示されているか。 工程が遅れた場合の対応策は具体的かつ効果的であるか。	15	
(3) 工事管理	工事管理	工事管理の考え方	25	
		工事期間中の工事間調整方法		
		工事管理に関する市との調整方法の考え方		
		セルフモニタリングの考え方について、高度で具体的な提案はあるか。		
(4) 試運転・引き渡し	本設引き渡し	試運転計画は適切か。 運転操作指導の内容と期間は適切か。 運転切替方法について、信頼性・確実性の観点から具体的に示されているか。 引き渡し後のサポート体制と対応は適切か。	30	
	仮設部分引き渡し・部分使用	試運転計画は適切か。 運転操作指導の内容と期間は適切か。 運転切替方法について、信頼性・確実性の観点から具体的に示されているか。 部分引き渡し後・部分使用中のサポート体制と対応は適切か。	15	
(5) 非常時対応	非常時対応	運転・維持管理段階のリスクとその対応について、十分に考慮されているか。 系列停止時に想定する処理性能がどの程度確保されているか。 非常時の技術的サポート体制は十分か。	30	
(6) 環境保全	環境負荷	エネルギー消費量、CO2排出量の計算 省エネルギー、新エネルギー等、環境に配慮した具体的な提案があるか。	25	
	周辺環境	周辺地域の景観との調和について配慮がなされているか。 騒音による周辺への影響はどの程度か。必要に応じて適切な対応がとられているか。	25	
(7) 維持管理性	維持管理コスト	維持管理コスト（動力費） 維持管理コスト（薬品費） 維持管理コスト（薬品洗浄費） 維持管理コスト（膜交換費）	60	
	薬品洗浄 膜交換方法	提案されている薬品洗浄方法は適切か。 提案されている膜交換方法は適切か。	30	
	維持管理性（その他）	運転管理・維持管理の容易性、効率性に配慮がなされているか。 運転管理マニュアルの作成についての提案がなされているか。		
(8) 施設計画	配置計画	維持管理性を考慮した配置計画が提案されているか。 緊急時動線を考慮した配置計画が提案されているか。 維持管理時の作業性・安全性に対する配慮がなされているか。 設備の搬入出に対する配慮がなされているか。 施設内のバリアフリーに対して、適切な配慮がなされているか。 場内への車両の駐車可能台数がどの程度確保されているか。	60	
		浄水施設	浄水水質要求水準を満足するための水処理フローの考え方は適切か。 膜材提案内容に対する根拠が具体的に示されており、信頼性の高いものか。 膜ろ過施設の施設概要（系列、物理洗浄方法・頻度、膜損傷検知方法・対応）は適切か。 着水井・原水槽の施設概要（形式・池数・施設規模・排泥方法等）は適切か。 薬品注入施設の施設概要（種類、用途、注入率、注入・制御方式、管理方法）は適切か。 突発的な事故等による原水濁度の上昇に対する適応力を評価する。	70
		浄水施設（仮設）	工事期間中の浄水場の運転・維持管理（既設流用または仮設）の容易性、効率性に配慮されているか。 仮設浄水設備の配置計画は適切か。 仮設浄水設備の施設概要は適切であり、信頼性の高いものが提案されているか。	30
		排水施設	排水基準を満たすための排水処理フローの考え方は適切か。 排水施設の施設概要（施設規模・能力等）は適切か。	15
(9) 土木・建築	土木工事コスト 建築工事コスト	土木工事コスト 建築工事コスト	60	
	施工計画	浄水場としての機能を維持しつつ、適切な施工手順が提案されているか。 施工性や安全性に配慮された適切な施工計画が提案されているか。 既設構造物やJR軌道敷に対して適切な離隔が確保されているか。	70	
(10) 機械設備	機械設備	浄水処理関連ポンプ施設についての考え方は適切か。（形式、系列、ポンプ台数、予備機、容量、運転方法） 送水ポンプ施設についての考え方は適切か。（形式、系列、ポンプ台数、予備機、容量、運転方法） 排水ポンプ施設についての考え方は適切か。（形式、系列、ポンプ台数、予備機、容量、運転方法） 耐震性・耐久性についての考え方は適切か。	30	
(11) 電気設備	受変電・自家発電設備	受変電および自家発電設備の概要・負荷量等に関する考え方は適切か。 受変電および自家発電設備の信頼性・保守性に配慮されているか。 耐震性・耐久性についての考え方は適切か。	30	
	中央監視設備	監視項目の概要は適切か。		
	電気計装設備	動力負荷量の概要は適切か。 水処理、排水処理に関する計装概要は適切か。 耐震性・耐久性についての考え方は適切か。		
(12) 施設見学	施設見学	施設見学時の動線の妥当性と安全性の確保について配慮されているか。 見学者の理解を促すための展示設備等について評価する。	15	
小計			640	
合計			700	

表 4-3 技術提案内容の得点化方法（コスト以外）

評価	判断基準	得点化方法
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている点が多く認められる	配点×0.65
C	部分的に優れている点が認められる	配点×0.30
D	要求水準を満たす最低限の内容である	配点×0.00

表 4-4 維持管理コスト、土木・建築工事コストの得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	最低価格	配点×1.00
B	最低価格＋最低価格の2%未満	配点×0.90
C	最低価格＋最低価格の4%未満	配点×0.80
D	最低価格＋最低価格の6%未満	配点×0.70
E	最低価格＋最低価格の8%未満	配点×0.60
F	最低価格＋最低価格の10%未満	配点×0.50
G	最低価格＋最低価格の12%未満	配点×0.40
H	最低価格＋最低価格の14%未満	配点×0.30
I	最低価格＋最低価格の16%未満	配点×0.20
J	最低価格＋最低価格の18%未満	配点×0.10
K	最低価格＋最低価格の20%未満	配点×0.05
L	最低価格＋最低価格の20%以上	配点×0.00

④ プレゼンテーション

応募者は、技術提案内容について選定委員会でプレゼンテーションを行う。



(5) 価格評価点の算出

① 提案価格の確認

本市は、応募者が提出した提案価格書に記載された提案価格が、予定価格（事業費限度額）以下であることを確認する。予定価格（事業費限度額）を超える場合は無効とする。また、調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施し、契約の適切な履行がなされないと判断される場合には失格とする。

② 価格評価点の得点化方法

価格提案の評価は、調査基準価格と同額の提案を 300 点、予定価格と同額の提案を 0 点として、それらの中間の価格提案については直線補間により評価する。なお、調査基準価格を下回る提案があった場合においても、価格提案評価は 300 点を上限とする。

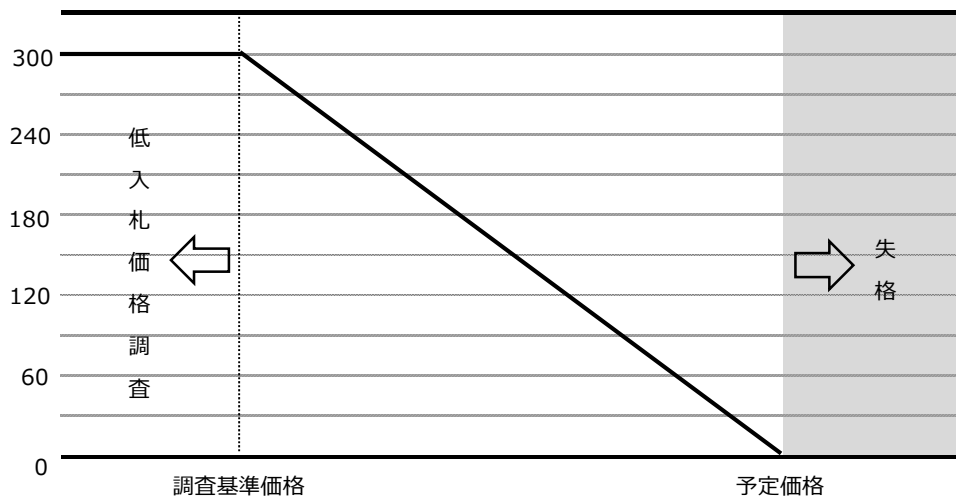


図 4-1 価格評価点の得点化方法

$$\text{価格評価点} = 300 \times \frac{(\text{予定価格} - \text{提案価格})}{(\text{予定価格} - \text{調査基準価格})}$$

なお、価格評価点は小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位まで求める。

## (6) 総合評価点の算定および優秀提案の選定

### ① 総合評価点の算定

各応募者について価格評価点および技術評価点を合計し、総合評価点を算定する。

技術評価点と価格評価点のウェイトは、7:3 とする。

技術評価点 と価格評価点の合計値が総合評価点となる。

### ② 最優秀提案者の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。

## 5. 事業者の決定

本市は、委員会の選定結果を踏まえ、事業者(優先交渉権者)を決定する。なお、最優秀提案者が2社以上あるときは、それらの者のうち、技術評価点の最も高い者を事業者とする。

また、技術評価点も同点の場合は、くじにより事業者(優先交渉権者)を決定する。この場合、当該応募者がくじを引かない場合は、選定事務に関係のない職員にくじを引かせて事業者(優先交渉権者)を決定する。

## 6. 選定結果の公表

本市は、選定委員会における選定結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知する。なお、優先交渉権者とならなかった応募者は通知を受けた日の翌日から7日(休日を除く)以内に、書面により選定結果について説明を求めることができる。

## 7. 応募者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合

応募者が事業者選定期間中にプロポーザル参加資格を欠くに至った場合の対応は、以下の通りとする。

- (1) プロポーザル参加資格確認基準日の翌日から最終提案書類の提出までの間、応募者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、当該応募者はプロポーザルに参加することができない。
- (2) 最終提案書類の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は当該応募者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。
- (3) 優先交渉権者決定日の翌日から工事請負契約の締結日までの間に応募者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合には、本市は優先交渉権者と事業契約を締結

せず、次順位者を優先交渉権者とする。